

議員提出議案第17号

「土地利用規制法」による人権侵害の防止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和4年12月14日

富山県議会議長 渡 辺 守 人 殿

提出者 富山県議会議員
火 爪 弘 子
津 本 二三男

令和4年12月14日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
経済安全保障担当大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 渡辺守人

「土地利用規制法」による人権侵害の防止を求める意見書

「土地利用規制法」(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)が本年9月20日、全面施行され、2024年秋まで全国で「(特別)注視区域」指定が行われる予定である。

本法により重要施設(自衛隊施設、米軍基地、海上保安庁施設、生活関連施設)周辺1キロメートル以内が「注視区域」・「特別注視区域」に指定されると、土地・建物の所有者・賃借人等の氏名・住所・国籍等と利用状況(ホテル滞在など一時利用も含む)の調査が行われるが、政府の判断で所属団体や思想信条、家族・友人関係まで調べられる危険性もある。「特別注視区域」での土地売買には事前の届け出が義務付けられる。また政府により土地買取りも可能になる。

罰則の最高で「2年以下の懲役、200万円以下の罰金」が科される「機能阻害行為」の内容に明示がなく、すべて政府の判断にゆだねられており、思想信条の自由、プライバシー権などの基本的人権が恣意的に侵害される恐れがある。また、「区域」指定により、地域開発、不動産業をはじめ各種業者の営業、住民の財産権や生活に影響を与える可能性がある。地方自治体は、「利用者等関係情報」の調査・提供が求められる。

よって国会及び政府におかれては、土地利用規制法の運用次第で、人権が侵害される危惧があることを受け止め、次の事項について実現するよう求める。

- 1 「注視区域」の指定に先立って、候補となる区域を擁する自治体から指定の可否を含め意見・要望を聴取するとともに、区域内の住民への説明と意見聴取の場を設けること。
- 2 「注視区域」の指定が行われた場合、土地等の利用者に通知すること。
- 3 土地等利用状況調査を行うにあたって、本法第3条にある「個人情報の保護に十分配慮」「必要な最小限度のもの」という留意事項を踏まえ、目的外の情報収集を行わないこと。また、収集した個人情報の管理を徹底し、当該個人の下承なく提供しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

土地利用規制法が本年9月20日に全面施行され、注視区域等に指定されると、土地・建物の所有者・賃借人等の氏名・住所・国籍等と利用状況の調査が行われるが、政府の判断で所属団体や思想信条、家族・友人関係まで調べられる危険性もあり、思想信条の自由、プライバシー権などの基本的人権が恣意的に侵害される恐れがある。この法律の運用次第で、人権が侵害される危惧があることを受け止め、土地等利用状況調査を行うにあたっては、目的外の情報収集を行わないことや、収集した個人情報の管理を徹底し、当該個人の下承なく提供しないことなどを求めるものである。